

# 大分市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

## 第1 目的及び定義

### 1 基準策定の目的

大分市では、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、大分市生活安全条例（平成11年大分市条例第3号）に基づき、市民、事業者の方々及び市町村等の関係機関・団体が協働して、防犯の街づくりを推進しています。防犯上の有用な設備の一つとして防犯カメラが活用され、市内においても商業施設や金融機関、駐車場等に防犯カメラが設置されており、防犯カメラの設置が犯罪の防止に有用であることは多くの方々が認識しています。

しかし、その一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されること等に不安感を感じる市民の方もいます。

そこで、大分市では、市民の防犯カメラに対する不安解消を図りプライバシーを保護するとともに、防犯カメラの設置者である自治会、PTA等（以下「自治会等」という。）が、防犯カメラを適切に設置及び運用し効果的に活用できるよう、設置及び運用に関する基準を策定しました。

### 2 基準の対象となる防犯カメラ

犯罪の抑止や公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する国道、県道、市道等の公道（以下「公道」という。）に常設する映像撮影機器で、映像記録装置その他関連機器で構成されるものであり、自治会等が設置するものとします。

## 第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

### 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないものとします。

### 2 設置場所、撮影範囲

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、特定の個人等を監視することが無いよう設置場所を定める

ものとしします。

また、対象となる防犯カメラで撮影された映像のうち公道等の映像の面積が概ね3分の2以上であるものとしします。ただし、周辺の建物の形状等から困難な場合は、映像の2分の1以上としします。

### 3 防犯カメラを設置していることの表示

誰にでもわかるように、撮影対象区域内や付近の見やすい場所、防犯カメラを設置している支柱に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示するものとしします。

### 4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定するものとしします。管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせませす。

### 5 設置者等の責務

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取り扱いをするため、次の事項を守るよう努めるものとしします。

- (1) 撮影された映像を適正に保管・管理すること。
- (2) 撮影された映像の利用・提供を制限すること。
- (3) 苦情に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

### 6 撮影された映像の適正な管理

映像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、映像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、設置者等は、映像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じるものとしします。

- (1) モニターや録画装置、録画媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなどの施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した映像の不必要な複製や加工を行わないこと。また、メモリーカードやDVD等の記録媒体は施錠できる保管庫等に保管し、外部への持ち出しや転送ができない措置をとること。
- (3) 映像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で、必要最小限度の期間

(目安として概ね1か月以内) とすること。

(4) 保存期間を経過した映像は速やかに消去し、又は上書きによる消去をすること。

(5) 記録媒体を処分するときは、破砕し、又は復元のできない完全な消去法等を行い、映像が読み取れない状態にすること。また、処分の日時、方法等を記録すること。

## 7 撮影された映像の提供の制限

市民のプライバシー保護のため、映像を第三者へ閲覧させ、又は提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

### (1) 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合などをいいます。

(2) 人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(3) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合  
警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査等があります。

映像を第三者に閲覧させ、又は提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出及び要請者の所属団体からの公式な依頼文書を求めるなど、身元確認等を行うものとします。

また、映像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、映像の内容等を記録するものとします。

## 8 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された映像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

防犯カメラの設置者が個人情報を取り扱う場合は、この基準のほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うものとします。

## 9 苦情への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、防犯カメラの設置者が誠実かつ迅速に対応するものとします。

## 1 0 業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置や防犯カメラの管理業務等を委託する場合は、設置・運用要領の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

## 1 1 保守点検等

防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うものとします。

防犯カメラシステムに使用するパソコンがインターネットに接続している場合は、厳重なパスワード管理や最新のウィルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に配慮するものとします。

## 第3 設置・運用要領の作成及び適切な運用

この基準は、犯罪を防止するという防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護の調和を図るため、配慮していただきたい最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている方は、この基準や設置・運用要領の参考例をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて「防犯カメラ設置・運用要領」を作成しましょう。

設置・運用要領の内容は、防犯カメラを取り扱う者全員に徹底させ、適切な運用に努めてください。